号外第8 (令和6年5月20日発行)
 発行日 5日、15日、25日

 横浜市役所
 横浜市役所

 横浜市中区本町6丁目50番地の10

次

頁

## [条例]

△ 横浜市会委員会条例の一部を改正する条例【議会局議事課】

2

## 条例

横浜市会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和6年5月20日

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例第28号

横浜市会委員会条例の一部を改正する条例

横浜市会委員会条例(昭和43年5月横浜市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第 2 条 第 2 号 中 「 11 人 」 を 「 10 人 」 に 改 め 、 同 条 第 6 号 中 「 10 人 」 を 「 11 人 」 に 改 め る 。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市会委員会条例第2条の規定による常任委員会において継続審査中の事件については、それぞれ、この条例による改正後の横浜市会委員会条例第2条の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会に付議された継続事件とみなす。